

○厚生労働省告示第三百三十四号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十一月十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後							改正前							
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	
(略)							(略)							
2181から 2184まで	(略)	(略)	(略)			(略)	2181から 2184まで	(略)	(略)	(略)			(略)	
					なし	オマリズマブ、メボ リズマブ、ベンラリ ズマブ、テゼベルマ ブ、J045なし							なし	オマリズマブ、メボ リズマブ、ベンラリ ズマブ、J045なし
					(略)	(略)							(略)	(略)
					2あり	オマリズマブ、メボ リズマブ、ベンラリ ズマブ、テゼベルマ ブ							2あり	オマリズマブ、メボ リズマブ、ベンラリ ズマブ
(略)							(略)							
2755から 2765まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2755から 2765まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
					なし	インフリキシマブ、 ウスチキヌマブ、リ サンキヌマブ、アダ リムマブ、ベドリズ マブ、G005、J045な し							なし	インフリキシマブ、 ウスチキヌマブ、ア ダリムマブ、ベドリ ズマブ、G005、J045 なし
					(略)	(略)							(略)	(略)
					3あり	インフリキシマブ、 ウスチキヌマブ、リ サンキヌマブ							3あり	インフリキシマブ、 ウスチキヌマブ
(略)							(略)							
3052から 3059まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3052から 3059まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
					なし	インフリキシマブ、 トシリズマブ、アバ タセプト、サリルマ ブ、アダリムマブ、 ゴリムマブ、セルト リズマブ、ベゴル トファシチニブクエン 酸塩、パリシチニ ブ、ペフィシチニブ 臭化水素酸塩、エタ ネルセプト、ウバダ シチニブ、フルゴ チニブマレイン酸 塩、オゾラリスマ ブ、デノスマブ、 J041-2、J039、 G005、J045なし						なし	インフリキシマブ、 トシリズマブ、アバ タセプト、サリルマ ブ、アダリムマブ、 ゴリムマブ、セルト リズマブ、ベゴル トファシチニブクエン 酸塩、パリシチニ ブ、ペフィシチニブ 臭化水素酸塩、エタ ネルセプト、ウバダ シチニブ、フルゴ チニブマレイン酸 塩、デノスマブ、 J041-2、J039、 G005、J045なし	
					(略)	(略)							(略)	(略)
					3あり	アダリムマブ、ゴリ ムマブ、セルトリズ マブ、ベゴル、ト ファシチニブクエン 酸塩、パリシチニ ブ、ペフィシチニブ 臭化水素酸塩、エタ ネルセプト、ウバダ シチニブ、フルゴ チニブマレイン酸 塩、オゾラリスマ ブ							3あり	アダリムマブ、ゴリ ムマブ、セルトリズ マブ、ベゴル、ト ファシチニブクエン 酸塩、パリシチニ ブ、ペフィシチニブ 臭化水素酸塩、エタ ネルセプト、ウバダ シチニブ、フルゴ チニブマレイン酸 塩
					(略)	(略)							(略)	(略)
(略)							(略)							
3274から 3276まで	(略)	(略)	(略)			(略)	3274から 3276まで	(略)	(略)	(略)			(略)	
					なし	カナキヌマブ、タ ファミジスメグルミ ン、パチシランナト リウム、タファミジ ス、ブトリシランナ トリウムなし							なし	カナキヌマブ、タ ファミジスメグルミ ン、パチシランナト リウム、タファミジ スなし
					あり	カナキヌマブ、タ ファミジスメグルミ ン、パチシランナト リウム、タファミジ ス、ブトリシランナ トリウム							あり	カナキヌマブ、タ ファミジスメグルミ ン、パチシランナト リウム、タファミジ ス
(略)							(略)							

(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正)

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第四百十号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表

	薬剤	番号
(略)		
6	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年5月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3127
	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3116
	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3116
	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年5月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3060
	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年9月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2766、2767、2772、 2773及び2777から2780 まで
	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年9月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2766、2767、2772、 2773及び2777から2780 まで

改正前

別表

	薬剤	番号
(略)		
6	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年5月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3127
	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3116
	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3116
	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年5月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3060

78	乾燥濃縮人C1-インアクチベーター（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年9月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3701
79	グレカプレビル水和物／ピブレンタスビル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年6月20日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2814

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

附 則

この告示は、令和四年十一月十六日から適用する。